

第7次NACCS 移行説明会資料

2025年9月-10月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

はじめに

第 6 次 NACCS は本年(2025 年)10 月 12 日(日)にシステムライフを終え、次期(第 7 次)NACCS へシステム更改を行います。

システム更改を行うにあたっては、第 6 次 NACCS で利用している各種データ等を第 7 次 NACCS でも継続して利用できるようにするため、第 6 次 NACCS を停止したうえで、第 7 次 NACCS へ各種データを移行(システム移行)します。

このシステム移行では、第 6 次 NACCS のデータをすべて第 7 次 NACCS へ移行することを原則としています。

本説明会では、システム移行に伴う第 6 次 NACCS 等の停止時間や第 7 次 NACCS の更改予定時間のご案内、システム更改前後における業務処理においてご留意いただきたい事項、第 7 次 NACCS 利用に係る利用契約関係及びパッケージソフト等接続環境の準備について説明をいたします。

システム移行は限られた時間内で実施することから、移行対象となるデータ量が少ないことが望ましく、お客様におかれましては、更改日を^{またが}跨って処理が必要となるような仕掛中のデータが発生しないようご協力をお願いします。第 6 次 NACCS 稼働中に業務が完結できない場合には、処理の状況によっては更改後に変更登録が必要になるケースも発生いたします。また、更改日前日の 10 月 11 日(土)は、第 6 次 NACCS のシステム停止時間前までに完結可能な業務のみを実施していただき、第 7 次 NACCS 更改後に業務処理を開始いただきますようご理解とご協力をお願いします。

第 7 次 NACCS への円滑な更改に向けて、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

目次

はじめに

1 章 システム移行の概要	1
1 移行の方法について	1
2 移行に伴うシステム停止時間について	1
3 移行対象のデータについて	2
4 移行前後の各種データの取扱い、運用等について	2
2 章 移行前後の業務運用等について(貨物関連)	3
1 輸出貨物情報	3
2 輸入貨物情報	3
3 輸出入共通情報	5
3 章 移行前後の業務運用等について(通関関連)	6
1 輸出入申告等関連情報の移行	6
2 輸出入共通情報	10
4 章 移行前後の業務運用等について(関係省庁関連)	11
1 移行前後の留意事項等	11
2 海上入出港、港湾関連業務	11
3 輸入食品監視支援業務	11
4 植物検疫関連業務	11
5 動物検疫関連業務	11
6 外為法関連業務	12
5 章 移行前後の業務運用等について(入出港関連)	15
1 航空	15
2 海上	16
6 章 移行前後の業務運用等について(その他)	17
1 随時報作成依頼情報等(デイレード業務)	17
2 管理資料情報	17
3 滞留電文	20
4 非同期電文の対象見直しに伴う留意事項	20

7 章 NACCS パッケージソフト・デジタル証明書について	22
1 第 7 次 NACCS パッケージソフトの総合運転試験用から本番用へのバージョンアップについて	22
2 第 6 次 NACCS パッケージソフト・デジタル証明書のアンインストールについて	23
3 メール処理方式(GW 配下用パッケージソフト)について	23
4 パッケージソフトのオプション設定の移行方法について	23
5 メール処理方式から netNACCS、インタラクティブ処理方式へのオプション設定の引継ぎについて	24
6 パッケージソフトのオプション設定の移行方法について	25
 8 章 利用申込およびシステム設定申込について	 28
1 利用申込およびシステム設定申込に関する手続きについて	28
2 利用者設定登録業務(U 業務)の開始日及び実施可能時間帯について	31
3 更改に伴う各種廃止手続きについて(自社システム利用の場合)	32
4 デジタル証明書の発行について	33
 9 章 その他	 34
1 NACCS 掲示板について	34
2 接続試験環境の提供について	34
 お知らせ 海上小口貨物に係る簡易通関について	 36
 本資料に関する問合せ先	 37
 NACCS センターからのお知らせ	

1 章 システム移行の概要

NACCS は本年 2025 年 10 月 12 日(日)に第 7 次 NACCS へ更改を予定しています。

更改にあたっては、第 6 次 NACCS から原則全てのデータを第 7 次 NACCS へ移行し、第 7 次 NACCS でも利用できるようにしますが、その移行作業は、NACCS を一旦停止して行う必要があります。NACCS の停止時間は 10 月 11 日(土)23:15 から 10 月 12 日(日)05:00 を予定しております。その間は、NACCS におけるオンライン業務は全て利用することができませんので、あらかじめご了承ください。

1 移行方法について

第 7 次 NACCS への移行は、NACCS のサービスを停止し、第 6 次 NACCS のオンラインデータ等を第 7 次 NACCS へ一括移行する方法で実施します。

したがって、第 7 次 NACCS 稼働後、第 6 次 NACCS 及び第 7 次 NACCS の両システムが並行して稼働することはありません。

2 移行に伴うシステム停止時間について

(1)第 6 次 NACCS

第 6 次 NACCS は、2025 年 10 月 11 日(土)23:15 にサービスを終了します。

(2)第 7 次 NACCS

第 7 次 NACCS は、2025 年 10 月 12 日(日)05:00 にサービスを開始します。

以上のことから、**2025 年 10 月 11 日(土)23:15 から 12 日(日)05:00 まで、NACCS は停止いたしますので、利用することができません。**

停止時間帯においては、全てのオンライン業務の利用が不可となるため、当該時間帯の一部業務の取扱いについては、本資料において留意事項としてご案内します。

なお、基本的に、停止時間帯において税関及び関係省庁等(以下「関係行政機関」という。)に対する申告・申請・届出手続等が必要となる場合は、あらかじめ関係行政機関に対応方法等について相談をしてください。

また、不測の事態により第 7 次 NACCS のサービス開始時間が遅延する場合は、速やかに NACCS 掲示板等を利用してご連絡します。

	10/11(土)	10/12(日)		
		23:15	05:00	13:00 21:30
第 6 次 NACCS	稼働	システム停止	サービス終了	
第 7 次 NACCS	システム停止		稼働	
				管理資料配信※ ディレード業務開始

図 1-1 第 6 次 NACCS から第 7 次 NACCS への移行のイメージ図

※当日配信の日報が対象です。6 章 2. 管理資料情報にて詳細を記載しています。

3 移行対象のデータについて

第 6 次 NACCS に登録されている情報は、全て第 7 次 NACCS へ移行します。

このため、第 7 次 NACCS では第 6 次 NACCS の電文を取得するための特別運用期間は設けません。

4 移行前後の各種データの取扱い、運用等について

(1) 移行前後の各種データの取扱い

第 6 次 NACCS の稼働中に全ての業務処理が完結する場合など、第 6 次 NACCS から第 7 次 NACCS への移行にあたっては、仕掛中(第 6 次 NACCS で申告し未許可のもの等)の業務が無い場合は、特別な運用を行っていただく必要はありません。

したがって、第 6 次 NACCS が停止するまでに業務処理が完結することが明らかである場合を除き、移行日当日の 10 月 11 日(土)においては、第 6 次 NACCS での業務処理は実施せずに第 7 次 NACCS 稼働後から業務処理を開始してください。移行対象データが少ないほどトラブルは減少しますので、可能な限り仕掛中のデータが発生しないようお願いします。

なお、第 6 次 NACCS で処理中となっているオンラインデータ等は、原則全て第 7 次 NACCS へ移行しますので、第 6 次 NACCS で実施した業務の後続業務については、第 7 次 NACCS で引き続き行うことができます。

また、以下税関手続関係について(2)としてご案内しておりますので、参照してください。

(2) 税関手続関係

第 6 次 NACCS に登録されている申告中の情報は、第 7 次 NACCS へ移行しますので、基本的には第 7 次 NACCS で許可・承認等の処理が行われますが、移行処理を円滑に行うため、次の点についてご協力をお願いします。

ア 第 6 次 NACCS で行った申告等は、可能な限り第 6 次 NACCS で許可・承認までの手続を終了してください(更改直前は、第 6 次 NACCS の稼働中に許可・承認まで行われることが確実と考えられるものについてのみ、申告等を行ってください。)。

イ 第 7 次 NACCS サービス稼働後でも対応可能な、保税運送申告関係業務、輸出入申告関係業務は第 7 次 NACCS 稼働後に申告、申請するようにお願いします。第 6 次 NACCS 停止間際の申告、申請は移行データの増加に繋がりトラブルの元となりますので、行わないようご協力をお願いします。

2 章 移行前後の業務運用等について(貨物関連)

1 輸出貨物情報

(1)航空貨物関係

第 6 次 NACCS で登録されている航空貨物に係る輸出貨物情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第 7 次 NACCS 更改後)の登録でも航空機への搭載に影響が出ない場合については、更改後に当該航空機に係る貨物情報の登録を行っていただきますようお願いします。

(2)海上貨物関係

第 6 次 NACCS で登録されている海上貨物に係る輸出貨物情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第 7 次 NACCS 更改後)の登録でも本船への船積みに影響が出ない場合等については、更改後に当該本船に係る貨物情報の登録等を行っていただきますようお願いします。

ア 移行処理に伴う留意事項

第 6 次 NACCS で「輸出貨物情報登録(ECR)」業務等の貨物登録業務が実施された場合においても、第 7 次 NACCS 更改後に対象帳票(「許可・承認貨物(輸出)情報(SAE408)」/「許可・承認内容変更貨物(輸出)情報(SAE451)」)を出力する場合は、入力されたブッキング番号が出力されます。

2 輸入貨物情報

(1)航空貨物関係

ア 輸入貨物情報の移行

第 6 次 NACCS で登録されている航空貨物に係る輸入貨物情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第 7 次 NACCS 更改後)の登録でも業務に影響が出ない場合等については、更改後に貨物情報の登録を行っていただきますようお願いします。

イ 移行処理に伴う留意事項

(ア)積荷目録事前報告に関する留意事項

システム停止時間帯に報告期限となる「積荷目録事前報告(ADM01)」/「積荷目録事前報告(ハウス)(HDM01)」業務がある場合は以下の点にご留意ください。

A 新規就航の場合

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、ADM01 及び HDM01 について、航空通信回線を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口までご相談ください。

B ADM01 業務、HDM01 業務での報告

パッケージソフトを利用して ADM01 業務及び HDM01 業務により報告を行う場合は、第 6 次 NACCS が停止するまでに事前報告を行ってください。

なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

C 航空通信回線(SITA・ARINC)を利用した報告

航空通信回線を利用して ADM01 及び HDM01 の提出を行っている場合には、NACCS の停止時間を意識いただく必要はありませんので、通常どおり報告を行ってください。なお、NACCS のシステム停止時間帯に送信された ADM01、HDM01 については、第 7 次 NACCS 更改後に送信が再開されます。

なお、「輸入便情報」についても全て第 7 次 NACCS に移行します。

(イ)「貨物取扱登録(特殊貨物)(CHT)」業務取消し時の仕様について

貨物取扱番号単位の取消しは、第 7 次 NACCS 更改以降に登録した貨物取扱情報のみ可能とします。第 6 次 NACCS で登録した貨物取扱情報は、従来どおり、AWB 番号単位での取消しが必要です。

(ウ)「ロケーション情報登録(LOA01)」業務の実施可能期間について

第 6 次 NACCS で「HAWB 情報登録(HCH01)」業務が実施済みの MAWB についても、第 7 次 NACCS 更改日以降は当該蔵置場で「混載貨物確認情報登録 (HPK)」業務が実施されるまでの間、LOA01 業務の実施が可能です。

(エ)ラウンド運送機能の追加に伴う保税運送承認について

第 6 次 NACCS で「許可・承認等情報登録(輸入保税)(PCH)」業務により保税運送承認が登録された貨物については、OUT 業務後の後続業務は実施は不可となります。第 7 次 NACCS 更改以降に PCH 業務で保税運送承認が登録される貨物については、運送先がシステム対象の場合 OUT 業務後の後続業務の実施が可能です。

(2)海上貨物関係

ア 輸入貨物情報の移行

第 6 次 NACCS で登録されている海上貨物に係る輸入貨物情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、後続業務に影響はありません。

また、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後の登録でも業務に影響が出ない場合には、更改後に貨物情報の登録等を行っていただきますようお願いします。

イ 移行処理に伴う留意事項

(ア) B/L 番号の仕分け枝番の運用

第 7 次 NACCS の改変で予備申告のみで登録されている枝番付き B/L 番号については仕分け業務(「貨物取扱登録(改装・仕分け)(SHS)」,「貨物情報仕分け(CHJ)」)で払い出し済み枝番の対象外とし、当該枝番を払い出すようになる改善を実施します。第 6 次 NACCS で予備申告のみで登録されている枝番付き B/L 番号が第 7 次 NACCS に移行した場合もこの改善の対象になります。

(イ)「積荷目録状況照会(IMI)」業務について

第 6 次 NACCS で登録したデータを更改後に照会する場合、新規項目「運航船会社航海番号」は、スペースを出力します。なお、第 7 次 NACCS において、移行されたデータに対して「運航船会社航海番号」を登録した場合は、MFR 業務等で最後に登録された「運航船会社航海番号」を出力します。

ウ 出港前報告(海上)

移行に伴うシステム停止時間帯に出港前報告の期限が到来する場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに、出港前報告を行ってください。また、サービスプロバイダ経由で出港前報告を行っている場合は、必要に応じて、以下の内容をあらかじめご利用のサービスプロバイダと調整等していただきますようお願いいたします。

(ア) 第 6 次 NACCS との接続停止日時及び第 7 次 NACCS との接続開始日時

あらかじめご利用のサービスプロバイダに、第 6 次 NACCS との接続停止日時及び第 7 次 NACCS との接続開始日時を確認してください。

(イ) 申請者 ID 発給システムの停止

申請者 ID 発給システムについては、移行作業の関係から 2025 年 10 月 7 日(火)20:00 をもって利用を停止します。同システムについては、第 7 次 NACCS 更改にあわせて、10 月 12 日(日)05:00 に稼働する予定としています。

したがって、この期間は新規申請者 ID の取得、登録情報の更新を行うことはできません。

3 輸出入共通情報

(1)海上貨物関係

ア 移行処理に伴う留意事項

第 7 次 NACCS では「見本持出許可申請(MHA)」業務実施後、MHO 業務前に仕分けの SHS 業務が実施された場合は仕分親貨物情報の保存期間を延長する対応を行います。第 6 次 NACCS で MHO 業務未済で SHS 業務等が実施された貨物情報を第 7 次 NACCS に移行した場合、保存期間を延長する対応は行いません。

第 6 次 NACCS で MHO 業務未済の貨物情報について、第 7 次 NACCS 更改後に SHS 業務が実施された場合は、仕分親貨物情報の保存期間は延長後の保存期間である「見本持出期間終了年月日から日祝除く 7 日」が適用されます。

3 章 移行前後の業務運用等について(通関関連)

1 輸出入申告等関連情報の移行

第 6 次 NACCS で登録されている輸出入申告等関連情報は、事項登録情報も含め、全て第 7 次 NACCS へ移行します。したがって、基本的には後続業務に影響はありません。

ただし、輸入申告においては項目追加の影響で、仕掛中(例えば、第 6 次 NACCS で事項登録中となっているもの、あるいは、申告中のままで許可となっていないもの等)の状態のままで更改を迎えた際は、申告変更を要する場合も生じることから、できる限り第 6 次 NACCS で業務を完結し、完結が難しいと思われるものは第 7 次 NACCS 更改後に業務処理を開始するようお願いします。

なお、第 6 次 NACCS で払い出された申告・申請番号等は、第 7 次 NACCS へ移行します。したがって、第 6 次 NACCS で登録した情報について、第 7 次 NACCS 更改後に輸出入申告変更等を行う場合は、第 6 次 NACCS で払い出された申告等番号を入力してください。

(1)輸出申告関係

ア 航空/海上共通事項

第 6 次 NACCS で登録されている輸出申告等情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。

(2)輸入申告関係

ア 航空/海上共通事項

第 6 次 NACCS で登録されている輸入申告等情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。

(ア) 輸入申告関係

A 国内運送先及び通販貨物に関する項目の追加に伴う留意事項

輸入申告に関する情報には、第 7 次 NACCS より法令項目の国内運送先および通販貨物に関する項目(以下「国内運送先等情報」)が追加されます。第 6 次 NACCS 稼働中に輸入許可とならずに仕掛中となった場合、状況に応じて、第 7 次へのデータ移行後に国内運送先等情報の追加入力対応が必要となる場合があります。

表 3-1 各申告種別における更改後の対応要否一覧

No.	業務コード	申告等種別	第6次移行前の状況	第7次移行後	
				追加項目を入力しない場合	後続業務
1-1	IDC MIC	輸入申告(C,F,Y) 輸入(引取)申告(H,N) 輸入(引取・特例)申告(J,P)	本申告未実施 (事項登録中/予備申告中/搬入時申告登録中/開庁時申告登録中)	申告時にエラー (本申告自動起動含む)	IDA/IDA01 MIC/MIE 本申告前に国内運送先等情報の入力が必要

1-2			本申告済み	申告変更がない場合は影響なし(項目の未入力によるエラーにならない)※	IDA01(IBP含む)/MIEで申告変更を行う場合に国内運送先等情報の入力が必要
1-3	IDE	特例申告(T,V)	条件なし	影響なし	不要

蔵入等承認申請および蔵出等輸入申告の場合

No.	業務コード	申告等種別	第6次移行前の状況	第7次移行後	
				追加項目を入力しない場合	後続業務
2	IDC	蔵入承認申請 (S,M,A,G)	条件なし	影響なし※	不要 (IMW等にて入力するため)
3-1	IDC	蔵出輸入申告 (K,U,B)	BP承認前 BP承認中、未承認	すべての状況でエラー	IDA/IDA01 国内運送先等情報の入力が必要
3-2			BP承認済	申告変更がない場合は影響なし※	IDA01(IBP含む)で申告変更を行う場合に国内運送先等情報の入力が必要
3-3	IDC MWC	蔵出輸入申告 (K,D,U,L,B,E,R)	BP承認なし (申告済み有無の条件なし)	すべての状況でエラー	IDA/IDA01 MWA/MWA01 国内運送先等情報の入力が必要

※ 第7次更改後に申告変更無く、輸入許可等となった場合は、出力情報は第7次用の出力項目、出力情報コード、レイアウトにて出力(国内運送先等情報はブランクにて出力)

B 石油石炭税法第15条に基づく特例納付の対象となる申告

第7次 NACCS で石油石炭税法第15条に基づく納税申告および納税をシステムで行うことが可能となります。ただし、システムでの納税申告対象となるのは第7次 NACCS 更改後に行われ、蓄積された輸入申告の情報であるため、1ヶ月分全てを対象とする場合は、2025年12月末日までに納税申告を行う2025年11月分の輸入申告情報からとなります。

(3)出力帳票

第 6 次 NACCS で輸入申告を行い、第 7 次 NACCS で許可となった場合において、許可通知情報等の帳票は、第 7 次 NACCS のフォーマットで出力されます。

(4)マルチペイメントネットワーク(MPN)・リアルタイム口座振替納付関係

第 6 次 NACCS から第 7 次 NACCS への移行に伴う停止時間中は、MPN 及びリアルタイム口座振替による納付を行うことはできません。このため、第 6 次 NACCS 稼働中に輸入許可等が必要な場合は、**2025 年 10 月 11 日(土)23:15 までに納付を行ってください**。停止時間終了後の 2025 年 10 月 12 日(日)5:00 より再び納付が可能となります。

(5)担保

ア 個別担保の提供に係る留意事項

第 6 次 NACCS 稼働中に輸入申告等が完結しないことが見込まれる場合、当該申告に使用する個別担保の提供及び税関によるシステムへの担保登録は、第 7 次 NACCS 更改後に行うことになります。

イ 据置担保及び個別担保

第 6 次 NACCS に登録されている据置担保は、第 7 次 NACCS でもそのまま使用することができます。この場合、第 6 次 NACCS 停止時点の残高を、第 7 次 NACCS に移行します。また、同様に使用中の個別担保についても第 7 次 NACCS に移行します。

ウ 担保使用可能官署の設定

第 6 次 NACCS で登録された担保の「使用可能官署」の設定内容は、そのまま第 7 次 NACCS に移行します。

(6)修正申告及び関税等更正請求関係

ア 修正申告 DB・関税等更正請求 DB 保存期間の延長に係る留意事項

第 7 次 NACCS では「修正申告事項登録(AMA)」、「関税等更正請求事項登録(KKA)」業務で事項登録のみ実施された情報の保存期間を延長します。第 6 次 NACCS で事項登録のみ実施された情報についても、移行時に第 6 次 NACCS で事項登録された日から 20 日(日祝除く)の保存期間に延長されます。なお、当該申告・申請にかかる申告添付情報の保存期間も同様に延長されます。

イ 事項登録業務の項目追加に係る留意事項

第 7 次 NACCS では AMA 業務に「修正申告予定年月日」と「記事」、KKA 業務に「記事」の項目をそれぞれ追加します。第 6 次 NACCS で事項登録を行った状態で移行し、更改後に呼出し業務を実施した場合は項目が追加された状態で呼出し結果画面が展開されます。

ウ 「当初輸入申告呼出し(修正申告)(DLI02)」業務の呼出し可能権限について

第 7 次 NACCS では DLI02 業務において当初輸入申告と利用者が異なる場合でも当初輸入申告情報の呼出しを可能とする呼出し権限の拡大を行います。第 6 次 NACCS にて輸入許可となった当初申告情報も、第 7 次 NACCS 更改後に DLI02 業務にて呼出しが可能です。

(7) 共通管理番号の機能追加に関する留意事項

ア 共通管理番号のリンク DB 保存期間延長に関する留意事項

第 7 次 NACCS では他法令届出・申請の承認・合格後の共通管理番号のリンク保存期間を延長します。第 6 次 NACCS で他法令届出・申請の承認・合格となった情報についても、移行時に 6 次 NACCS で承認・合格となった日から 30 日(日祝含む)の保存期間に延長されます。

イ 共通管理番号の自動補完にかかる留意事項

第 7 次 NACCS では輸入申告および他法令届出・申請の事項登録時に共通管理番号がブランクの場合で「輸出入者コード」と「B/L 番号・AWB 番号」が同一の共通管理番号がすでにシステムに登録されている場合は、共通管理番号を自動補完し、リンクする仕様としています。第 6 次 NACCS で共通管理番号の払い出しを行い、当該共通管理番号を使用して輸入申告事項登録を行った状態で移行されたデータについても、第 7 次 NACCS で再度他法令届出・申請の事項登録業務を実施して共通管理番号の自動補完の処理が可能です。

(8) 納期限延長に係るリアルタイム口座対応に関する留意事項

第 7 次 NACCS では関税等の納期限延長制度(個別納期限延長、包括納期限延長、特例申告納期限延長)を利用した申告についてリアルタイム口座による振替が可能になります。

ア 第 6 次 NACCS で仕掛中の申告がある場合の留意事項

第 6 次 NACCS から仕掛中の申告に対して、第 7 次 NACCS にて審査終了がされた場合、納付方法は仕様変更後の内容(第 6 次 NACCS にて、即納・納期限延長混在の場合で、納付方法欄が「R」で口座番号欄に入力有りの場合、納期限延長対象の科目の納付方法も口座)でシステムに登録されます。

なお、1 申告の中で複数の納税方式がある場合、第 7 次 NACCS では異なった納付方法を選択できない仕様にするため、以下の納付方法識別コードは使用不可となります。

表 3-2 第 7 次 NACCS で削除対象の納付方法識別コード

コード	納付方法
C	リアルタイム口座(即納科目)/MPN(納期限延長科目)
Z※	リアルタイム口座(即納科目)/MPN(納期限延長科目)

※特例申告等(申告等種別コード：T、V、J、P、R)の場合のみ入力可能。該当のコードを利用した申告は一括納付対象外となる。

輸入申告等業務の状況によって以下のとおりエラーとなりますので、ご注意ください。

(ア) 納付方法欄に「C」または「Z」を入力し、第 6 次 NACCS で本申告済みの場合

変更前の内容(即納:口座、納期限延長:MPN)でシステムに登録され申告変更がない場合は、登録された納付方法のまま処理されます。ただし、第 7 次 NACCS にて申告変更を行うため「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務を実施する際、納付方法欄に「C」または「Z」が入力された場合はエラーとなるので、納付方法識別の変更が必要です。

(イ)納付方法欄に「C」または「Z」を入力し、第 6 次 NACCS で本申告未実施の場合

第 7 次 NACCS にて国内運送先等の追加に伴い事項登録の修正が必要です。「輸入申告事項登録(IDA)」業務を実施する際、納付方法欄に「C」または「Z」が入力された場合はエラーとなるので、納付方法識別の変更が必要です。

イ「納期限延長納付方法等変更(口座)(KZH)」の新設

第 7 次 NACCS では KZH 業務が新設されます。第 6 次 NACCS において納付方法を直納とし、延納で申告した場合でも、納期限が更改後となっているものは更改後に KZH 業務にてリアルタイム口座への納付方法変更が可能です。なお、納付方法を直納からリアルタイム口座に変更する場合は、システム上保留状態となり、税関へ直納納付書を提出し、税関にて保留解除が行われることで納付方法が口座振替に変更されます。KZH 業務は輸入申告実施者のみが実施可能となりますので、ご注意ください。

(9)蔵入承認(IS)された貨物情報での移入承認(IM)申請について

第 6 次 NACCS で登録された蔵入承認済貨物(貨物管理有)に対して、第 7 次 NACCS 更改後に「輸入申告事項登録(IDA)」業務または「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務にて移入承認申請、総保入承認申請を実施した場合に、後続業務で貨物情報の更新が可能となります。

(10)包括評価申告の個別業務化に伴う運用について

第 7 次 NACCS では包括評価申告に関し新規業務「包括評価申告事項登録(HOA)」業務等が新設されますが更改前に従来の「汎用申請(HYS)」業務又は税関窓口にて申告し、登録された「包括評価申告受理番号」は第 7 次 NACCS 更改後も輸入申告にて使用が可能です。また、第 7 次 NACCS 更改後「包括評価申告呼出し(HOB)」業務にて処理種別「I：新規申告(引用登録)」で引用が可能となるのは、第 7 次 NACCS で包括評価申告に係る新規業務で登録された「包括評価申告受理番号」が対象です。

2 輸出入共通情報

(1)移行処理に伴う留意事項

ア 添付ファイル登録業務の運用

添付ファイル関連業務に関する移行時の運用は以下のとおりです。

A 添付容量の拡大

第 6 次 NACCS 稼働中に MSX 業務で登録された情報が移行された場合、第 7 次 NACCS 更改後にファイルの追加登録が可能ですが、有効な合計ファイル容量は第 6 次 NACCS の上限である 10MB までとなりますので、ご注意ください。

B 「申告添付訂正(MSY01)」業務等の通信欄の訂正可能化

第 7 次 NACCS 更改後から MSY01 業務において、通信欄の訂正が可能となります。

4 章 移行前後の業務運用等について(関係省庁関連)

1 移行前後の留意事項等

第 6 次 NACCS に登録されている届出・申請等の情報は、全て第 7 次 NACCS へ移行し、第 7 次 NACCS で後続処理を行うことを可能としていますが、移行処理を円滑に行うため、第 6 次 NACCS で行った届出・申請等は、可能な限り第 6 次 NACCS で手続きを完結していただきますようお願いします。

なお、一部関係省庁業務においては対応が異なりますので、以下の内容をご確認いただき、対応をお願いします。

2 海上入出港、港湾関連業務

第 6 次 NACCS で処理中の海上入出港、港湾関連業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った事項登録等のデータ、届出・申請中のデータ等は全て第 7 次 NACCS においても継続して利用することが可能となります。

3 輸入食品監視支援業務

第 6 次 NACCS で処理中の輸入食品監視支援業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ、届出中のデータ等は全て第 7 次 NACCS においても継続して利用することが可能となります。

第 6 次 NACCS において MSF01 業務で登録された添付ファイルは、第 7 次 NACCS の新規業務である「通関係関連省庁添付訂正呼出し(MSH11)」/「通関係関連省庁添付訂正(MSH01)」業務で個別の差し替え及び「通関係関連省庁添付一覧照会(MSI01)」業務での照会はできません。更改後に MSF01 業務を 1 度実施することで、MSH11/MSH01 業務での差し替えや MSI01 業務での照会が可能となります。ただし、MSF01 業務を実施時には全ファイルを添付し直す必要がある点にご留意願います。

なお、添付ファイル登録のない移行された届出については、従来どおり審査終了が行われるまでの間、MSF01 業務を実施可能です。

4 植物検疫関連業務

第 6 次 NACCS で処理中の植物検疫関連業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ等は全て更改後においても継続して利用することが可能となります。また、第 7 次 NACCS においては、新たに添付ファイルの「書類区分」の項目が追加されますが、第 6 次 NACCS で添付されたファイルの「書類区分」には一律「OT」が設定されます。

※第 6 次 NACCS で植物検疫にかかる「通関係関連省庁添付登録(MSF02)」業務で登録された添付ファイルは、更改後 MSF02 業務で再登録していただくことなく、新規業務の「通関係関連省庁添付訂正呼出し(MSH12)」/「通関係関連省庁添付訂正(MSH02)」/「通関係関連省庁添付一覧照会(MSI02)」業務の実施が可能です。

5 動物検疫関連業務

第 6 次 NACCS で処理中の動物検疫関連業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ等は全て更改後においても継続して利用する

ことが可能となります。また、第 7 次 NACCS においては、新たに添付ファイルの「書類区分」の項目が追加されますが、第 6 次 NACCS で添付されたファイルの「書類区分」には一律「AL」が設定されます。

※第 6 次 NACCS で動物検疫にかかる「通関系関連省庁添付登録(MSF02)」業務で登録された添付ファイルは、更改後 MSF02 業務で再登録していただくことなく、新規業務の「通関系関連省庁添付訂正呼出し(MSH12)」、「通関系関連省庁添付訂正(MSH02)」、「通関系関連省庁添付一覧照会(MSI02)」業務の実施が可能です。

6 外為法関連業務

(1)申請窓口コードの変更

第 6 次 NACCS で処理中の外為法関連業務に係る関連データについては、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、更改前に行った申請したデータ等は全て更改後においても継続して利用することが可能となります。

なお、第 7 次 NACCS において、輸出・役務等申請関連にて使用可能な部署コードが下表のとおり変更となります。第 6 次 NACCS の移行データに変換した値を設定しますのでご注意ください。移行の際に申請済みのデータについては変換がされますが、第 6 次中に作成した.jet ファイルについては変換されないため、**第 6 次中に保存していた.jet ファイルを更改後に再利用する場合は、申請書作成ソフトにて申請窓口コードを変更後のコードに修正し、第 7 次用の.jet ファイルとして保存し直してから申請を行っていただく必要があります。**(第 7 次 NACCS において、変更前の申請窓口コードを入力して申請した場合、受付無効となります。)

経済産業省への問合せ先については変更ありません。

表 4-1 輸出・役務等申請関連にて使用可能な部署コードの変更一覧

部署名	部署コード	
	変更前	変更後
貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課	TSI	SAB
貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室	TAG	SAE
貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	TWA	SAF
北海道経済産業局総務企画部国際課	SIN	SAP
東北経済産業局総務企画部国際課	DPL	SEN
関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室	MBS	TKY
中部経済産業局地域経済部国際課	NIN	NAG
近畿経済産業局通商部通商課	OTR	OSA
中国経済産業局産業部国際課	HIN	HIR
四国経済産業局産業部産業振興課	ULP	SIK
九州経済産業局国際部国際課	FIN	FUK
神戸通商事務所総務課	KGA	KOB
沖縄総合事務局経済産業部商務通商課	RTR	OKI

(2)外為法関連業務 Web 化の過渡期運用について

第 7 次 NACCS のリリース時点では、Web 化の対象様式は下表のとおりです。

表 4-2 第 7 次 NACCS リリース時点で提供する外為法関連業務の Web 業務一覧

申請様式名称	NACCSパッケージソフト 業務ID	WebNACCS 業務ID
輸出許可申請(※)	JAA・JAB	WJA01
輸出承認申請(共通)		WJA02
輸出承認申請(麻薬等原材料)		
輸出承認申請(オゾン)		
輸出承認申請(バーゼル・廃掃法)		
輸出承認申請(ワシントン)		
輸出承認申請(有害化学物質及び 特定水銀)		
輸入割当承認同時申請(水産物)		WJA03
輸入割当承認同時申請(HFC)		
輸入2の2号承認申請(武器、原子 力関連貨物、ワシントン等)		
輸入2号承認申請(さけ・ます等)		
取下申請	JAC	WJA04
汎用申請	JAH	WJA05
バーゼル移動書類交付申請	JMD	WJA06
添付書類追加	JAF	WJA01～WJA06

(※)貨物と役務の同時申請の場合、引き続き NACCS パッケージソフトでのみ申請が可能です。

NACCS パッケージソフトの JAA 業務にて上記申請様式の申請を行った後、後続の関連処理を WebNACCS にて行うことが可能なのは下表の通りです。(WebNACCS で申請を行った後の後続関連処理については、「電子ライセンス情報照会」に限り、WebNACCS で申請した情報をパッケージソフト(JTS 業務)にて照会が可能です)

表 4-3 JAA 業務にて上記申請様式の申請後に可能な後続の Web 業務

後続関連 処理区分	Web業務
訂正申請	WJA01～WJA03
汎用申請	WJA05
バーゼル移動書類交付	WJA06
進捗状況照会	WJR02
電子ライセンス情報照会	WJR02

(3)申請書作成ソフトのアップグレード

申請書作成ソフトを使用する netNACCS 外為法関連業務利用者は、第 7 次 NACCS 更改に伴い、「申請書作成ソフトと .jet ファイルの関連付け」を「第 6 次 NACCS パッケージソフト→第 7 次 NACCS パッケージソフト」へ変更する第 7 次 NACCS パッケージソフトのアップグレード作業が必要になります。(アップグレード作業の際には管理者権限(Administrator)が必要になります)

7 次 NACCS サービス開始前までにサービス開始版インストーラを使用して申請書作成ソフトのアップグレード作業を実施してください。なお、サービス開始版インストーラの掲載日時については、10 月初旬頃を予定しております。詳細については NACCS 掲示板でご案内いたします。

5 章 移行前後の業務運用等について(入出港関連)

1 航空

(1)入出港関連業務に係る関係情報の移行

航空における入出港関係情報については、第 6 次 NACCS の情報を全て第 7 次 NACCS に移行しますので、留意事項はありません。なお、システム停止時間帯に離発着する航空機に係る入出港関係手続きの取扱いについては、あらかじめ関係行政機関にご相談ください。

(2)乗組員・旅客氏名表報告情報に係る運用

乗組員氏名表(NLR)及び旅客氏名表(PLR)の事前報告に関しては、以下の点にご留意ください。

ア 共通事項

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、NLR 及び PLR について、航空通信回線を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口までご相談ください。

イ 「乗組員氏名表登録(NLR01)」/「旅客氏名表登録(PLR01)」業務での報告

パッケージソフトを利用して NLR01 業務及び PLR01 業務により報告を行う場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行ってください。

なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

ウ 航空通信回線(SITA・ARINC)を利用した報告

航空通信回線を利用して NLR 及び PLR の提出を行っている場合には、NACCS の停止時間を意識いただく必要はありませんので、通常どおり報告を行ってください。なお、NACCS のシステム停止時間帯に送信された PLR、NLR については、第 7 次 NACCS 更改後に送信が再開されます。

エ 旅客予約記録に係る運用

旅客予約記録(PNR)の事前報告に関しては、以下の点にご留意ください。

A 共通事項

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、PNR での事前報告を航空通信回線を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口までご相談ください。

B 「旅客予約記録情報登録(PNR01)」業務での報告

パッケージソフトを利用して PNR01 業務により報告を行う場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行ってください。なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

オ 航空通信回線(ARINC)を利用した報告

航空通信回線を利用して PNR の送信を行っている場合には、NACCS の停止時間を意識いただく必要はありません。通常どおり報告を行ってください。

なお、NACCS のシステム停止時間帯に送信された PNR については、第 7 次 NACCS 更改後に送信が再開されます。

【参考】

乗組員氏名表(NLR01)、旅客氏名表(PLR01)、旅客予約記録(PNR01)情報の航空通信回線による提出については、2025 年 10 月 11 日(土)23:00 で各情報の受信を一旦停止し、翌 12 日(日)05:00 以降に受信を再開します。このため 23:00 から 05:00 までの間の情報は、第 7 次 NACCS 更改後に航空通信回線によりまとめて送信が行われることとなります。

したがって、システム停止時間帯においては、航空通信回線により報告された場合に、航空会社に出力している処理結果通知等は出力されませんので、あらかじめご了承ください。

2 海上

(1)運用上の留意点

ア WebNACCS 帳票

第 7 次 WebNACCS では、申請後や申請先からの回答後に配信される帳票の保存期間を、帳票が登録された日から 7 日から 14 日に延長します。

第 6 次 WebNACCS で配信された帳票であっても、保存期間が更改日をまたぐ場合は、14 日の保存期間が設定されます。

(例) 10 月 5 日に登録された帳票は更改前の 10 月 11 日(登録日から 7 日)削除

10 月 6 日に登録された帳票は更改後の 10 月 19 日(登録日から 14 日)削除

なお、第 7 次 WebNACCS では「WNC(帳票確認)」業務を廃止します。更改後、「WVS(書類状態確認)」種別「帳票情報」にて取得します。

6 章 移行前後の業務運用等について(その他)

1 随時報作成依頼情報等(ディレード業務)

第 6 次 NACCS での随時報作成および随時処理の依頼※に係る情報は、第 7 次 NACCS に移行しませんので、第 7 次 NACCS 更改後に改めて随時報作成依頼情報登録・変更業務を実施してください。

なお、更改前日の 2025 年 10 月 11 日(土)は、随時報作成依頼情報登録・変更業務を 18:30 をもって停止します。また、更改後 10 月 12 日(日)以降の随時報※作成および随時処理の依頼に係る処理は 21:30 以降に開始とする予定です。

※随時報作成および随時処理の依頼を行う業務

- ・「一括納付用明細データ(民用)関連依頼情報 登録・変更(DLS03)」業務
- ・「保税管理資料再出力依頼情報登録・変更(DLH01)」業務
- ・「当初輸入申告情報呼出し(蔵出輸入申告等)(DLI01)」業務
- ・「当初輸入申告情報呼出し(修正申告)(DLI02)」業務
- ・「当初輸入申告情報呼出し(関税等更正請求)(DLI03)」業務

2 管理資料情報

第 7 次 NACCS 移行時の管理資料配信については、以下の対応とします。

(1)第 7 次 NACCS 更改前日 10/11(土)までに配信済みの管理資料

未取り出し分を含め、全て第 7 次 NACCS に移行します。第 7 次 NACCS 更改後に取り出し及び再取り出しが可能です。出力レイアウト及び出力仕様は第 6 次 NACCS の仕様のファイルとなります。

(2)第 7 次 NACCS で新たに配信する管理資料について

以下の管理資料情報は第 7 次 NACCS で新たに配信となる管理資料です。第 7 次 NACCS 更改後から対象となる情報の収集を行い、配信となります。配信を希望する場合は第 7 次 NACCS 更改後に「管理資料情報配信要否登録呼出し(UKS11)」業務より呼出しを行った後、「管理資料情報配信要否登録(UKS)」業務にて、配信日の前日までに配信する旨の登録を行ってください。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ・一括納付書出力先情報(I14) | 初回配信日 2025 年 10 月 21 日 |
| ・動物検疫関連申請一覧データ(J12) | 初回配信日 2025 年 11 月 1 日 |
| ・植物検疫関連申請一覧データ(J13) | 初回配信日 2025 年 11 月 1 日 |
| ・見本持出許可申請一覧データ(J14) | 初回配信日 2025 年 11 月 1 日 |

(3)第 7 次 NACCS 更改当日に配信される配信される管理資料

10 月 11 日(土)の業務実績にかかる日報は第 6 次 NACCS で作成された後、第 7 次 NACCS 更改後に移行処理の確認が完了してから配信するため、2025 年 10 月 12 日(日)13:00 以降に取得可能となります。対象となる日報は表 6-1 のとおりです。なお、後述「(4)第 7 次 NACCS で出力条件や項目が追加となる管理資料について」で仕様変更となっている管理資料については、10 月 12 日に配信される管理資料は第 6 次 NACCS のフォーマットでの出力となり、第 7 次 NACCS における仕様変更は 10 月 13 日配信分より反映されます。

表 6-1 第 6 次 NACCS から第 7 次 NACCS への移行に伴う管理資料の作成について

業務仕 様書番号	管理資料情報名	出力情報コード	共 通	航 空	海 上	周 期
H03	輸出通関取扱件数データ(日報)	ABE5100		●		日報
H06	輸出申告審査区分別一覧表	CBE5400	●			日報
I06	口座使用明細データ(全営業所実績表)	CBF7610	●			日報
I06	口座使用明細データ(営業所別実績表)	CBF7620	●			日報
I13	納付登録口座引落とし実績データ	CBF8300	●			日報
I53	輸入申告一覧データ(沖縄特免制度(I S W))	SBD5200			●	日報
I53	輸入申告一覧データ(沖縄特免制度(B P))	SBD5300			●	日報
I53	輸入申告一覧データ(沖縄特免制度(I B P))	SBD5400			●	日報
I55	機用品蔵入承認申請一覧データ	CBD5200	●			日報
I56	輸入申告審査区分別一覧表	CBD5300	●			日報
J01	手数料未納付一覧	CBL0200	●			日報
S01	DEPARTURE CARGO REPORT BY FLIGHT(DAILY)	ABT5100		●		日報
S07	保税蔵置場貨物取扱実績データ	ABT5700		●		日報
S08	引渡し貨物状況データ	ABT5800		●		日報
S13	航空輸出貨物取扱等一覧データ	ABT6300		●		日報
S14	航空輸出貨物搬出入データ	ABT6400		●		日報
T01	ARRIVAL CARGO REPORT(DAILY)	ABS5100		●		日報
T03	ARRIVAL CARGO REPORT BY ORIGIN(DAILY)	ABS5300		●		日報
T09	生鮮貨物到着データ	ABS5900		●		日報
T10	特殊貨物到着データ	ABS6000		●		日報
T11	航空貨物代理店別売上データ(日報)	ABS6100		●		日報
T16	蔵置場所別在庫データ	ABS6600		●		日報
T17	搬出入貨物統計データ	ABS6700		●		日報
T19	航空輸入貨物搬出入データ	ABS6900		●		日報
T20	航空輸入貨物取扱等一覧データ	ABS7000		●		日報

(4) 第 7 次 NACCS で出力条件や項目が追加となる管理資料について

ア「輸入貨物搬出入データ(G01)」

第 7 次 NACCS 更改以降に実施された「積戻貨物情報登録(RCR)」業務の実績も対象とします。

イ「輸出貨物搬出入データ(G02)」

第 6 次 NACCS で「システム外搬入確認(輸出許可済)(BIE)」業務が行われた貨物情報が、第 7 次 NACCS に移行された後に収集対象となる場合、「許可承認等年月日」は出力されません。ただし、第 6 次 NACCS で BIE 業務が行われ、第 7 次 NACCS に移行された貨物情報に対して、「輸出貨物情報訂正(BIF)」業務で許可年月日の入力を行うことで、「許可承認等年月日」への出力が可能です。

ウ「輸出申告一覧データ(H01)」

- ・第 7 次 NACCS 更改以降に、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請審査終了(CEC)」業務により輸出取止め再輸入許可がなされたデータ及び、特例輸出貨物の輸出許可取消がなされたデータを収集し、翌月(1 日)配信します。第 6 次 NACCS で CEC 業務により輸出取止め再輸入許可がなされたデータ及び特例輸出貨物の輸出許可取消がなされたデータは、出力されません。
- ・第 7 次 NACCS 更改以降に、輸出許可となったデータは「通関士コード」を含めて収集し翌月(1 日)配信します。第 7 次 NACCS 更改以前に収集したデータの「通関士コード」は、スペースで出力されます。
- ・第 7 次 NACCS 更改日の翌月(1 日)に配信される管理資料より、「インボイス番号」にダブルコーテーションが付与されます。第 7 次 NACCS 更改日前に配信された管理資料を再抽出した場合は、ダブルコーテーションは付与されません。

エ「輸出貨物許可承認等実績データ(H02)」、「輸出通関取扱件数データ(H04)」

第 7 次 NACCS 更改以降に、CEC 業務により輸出取止め再輸入許可がなされた件数及び特例輸出貨物の輸出許可取消がなされた件数を計上し、翌月(1 日)配信されます。第 7 次 NACCS 更改以前に CEC 業務により輸出取止め再輸入許可がなされた件数及び特例輸出貨物の輸出許可取消がなされた件数は、計上されません。

オ「輸出通関取扱件数データ(H03)」

第 7 次 NACCS 更改以降に、CEC 業務により輸出取止め再輸入許可がなされた件数及び特例輸出貨物の輸出許可取消がなされた件数を計上し、翌日配信されます。第 7 次 NACCS 更改以前に CEC 業務により輸出取止め再輸入許可がなされた件数及び特例輸出貨物の輸出許可取消がなされた件数は、計上されません。

カ「輸入申告一覧(I51)」

- ・第 7 次 NACCS 更改以降に、輸入許可となったデータはデータを「通関士コード」を含めて収集し翌月(1 日)配信します。第 7 次 NACCS 更改以前に収集したデータの、「通関士コード」は、スペースで出力されます。
- ・第 7 次 NACCS より海上簡易輸入申告の実績が存在する場合は出力します。

キ「輸入貨物許可承認等実績データ(I52)」

- ・第 7 次 NACCS 更改以降に、特例申告期限内訂正されたデータを収集し、月次で配信します。
- ・第 7 次 NACCS より海上簡易輸入申告の実績が存在する場合は出力します。

ク「輸入貨物取扱実績データ(I54)」

- 第 7 次 NACCS 更改以降に、特例申告期限内訂正されたデータを収集し、月次で配信します。
- また、第 7 次 NACCS 更改後の初回配信日より、項目追加した管理資料情報を配信します。

ケ「輸入申告審査区分別一覧表(I56)」

- ・第 7 次 NACCS 更改以降に、特例申告期限内訂正されたデータを収集し、日次で配信します。
- ・第 7 次 NACCS より海上簡易輸入申告の実績が存在する場合は出力します。

コ「包括保険使用実績データ(I57)」

- 第 7 次 NACCS 更改以降に、特例申告期限内訂正されたデータも収集し、旬次で配信します。

3 滞留電文

第 6 次 NACCS で業務処理により発生した帳票等の電文(滞留電文)は 6 次 NACCS の停止(2025 年 10 月 11 日(土)23:15)までに取り出しを行ってください。第 7 次 NACCS にて改変のある出力情報について、第 6 次 NACCS 更改前に生成され取り出しがなされず滞留した電文は、第 7 次 NACCS 更改後に取り出した場合、第 6 次 NACCS のフォーマットにて出力されますのでご注意ください。

また、**自社システムをご利用の場合で処理方式を第 6 次から第 7 次で変更される場合は、第 6 次で生成された未取り出しの電文を、新しい処理方式で取り出すことができません。必ず第 6 次 NACCS 稼働中に電文を取り出しいただくようお願いいたします。**

例：第 6 次 NACCS インタラクティブ処理方式(SMTP 双方向)

↓

第 7 次 NACCS メール処理方式(SMTP/POP3)

※第 7 次 NACCS では、電文取り出しのために第 6 次 NACCS を稼働する特別運用期間は設けません。

4 非同期電文の対象見直しに伴う留意事項

第 6 次 NACCS で EXC 型電文で配信している一部の帳票電文については第 7 次 NACCS で原則 EXZ 型電文で出力する変更を行います。ただし、**第 6 次 NACCS 中に対象の帳票が後に出力される申告・申請・申込等の初回業務を実施していた場合、出力が第 7 次 NACCS 更改後になっても、第 6 次 NACCS の出力形式である EXC 型電文で出力されますので、ご注意ください。**

見直しの対象となる電文の項目や出力情報数は表 6-2 のとおりです。

表 6-2 見直しの対象となる電文の項目や出力情報数

項目	対象電文数
開庁時自動起動関係	輸入：530帳票 輸出：90帳票
見本持出許可申請関係	4帳票
貨物取扱許可申請関係	8帳票
保税運送申告関係	9帳票
「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知) (RSS01)」の回答 「輸入CFS引取予定情報通知(RCS01)」の回答	3帳票
他所蔵置許可申請(海上)関係	5帳票
納税関係（納付書、リアルタイム口座関係）	6帳票
医薬品医療機器等申請関係	9帳票
関税割当関係	3帳票
その他	輸入：5帳票 輸出入：1帳票
共同利用端末関係	入出港：24帳票 輸入：581帳票 輸出：98帳票 輸出入：16帳票 食品：6帳票 植物：7帳票 動物：12帳票

対象となる電文の一覧は NACCS 掲示板の本説明会資料ページに掲載予定です。

7章 NACCS パッケージソフト・デジタル証明書について

1 第7次 NACCS パッケージソフトの総合運転試験用から本番用へのバージョンアップについて

2025年10月3日(金)午後以降、総合運転試験フェーズ4開始前までに、パッケージソフトを総合運転試験版から本番用にバージョンアップを行ってください。総合運転試験版を既にインストールしている場合は、10月3日(金)午後以降に同試験版を起動することにより、基本的には自動起動で本番用パッケージソフトにバージョンアップされます。パッケージソフトのオプション設定にて、バージョンアップ設定を「手動」に変更している場合は、下図に示す手動起動のバージョンアップを実施してください。バージョンアップの確認については、メニューバーの色が青色に変更されていること、画面下部ステータスバーの表示が「本番環境」に変更されていることで確認をお願いします。

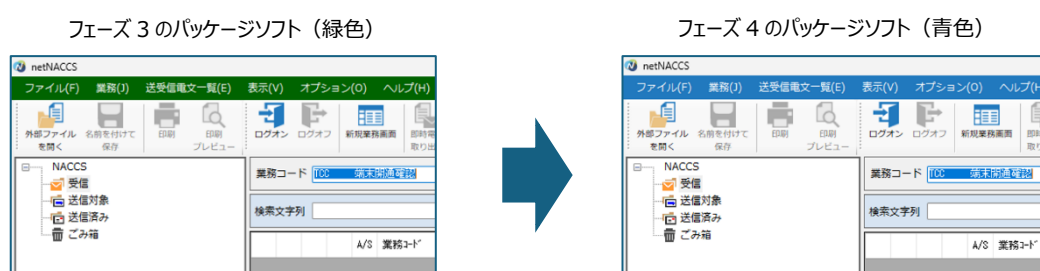


図 7-1 パッケージソフトメイン画面

手動起動の方法は下図のとおりです。

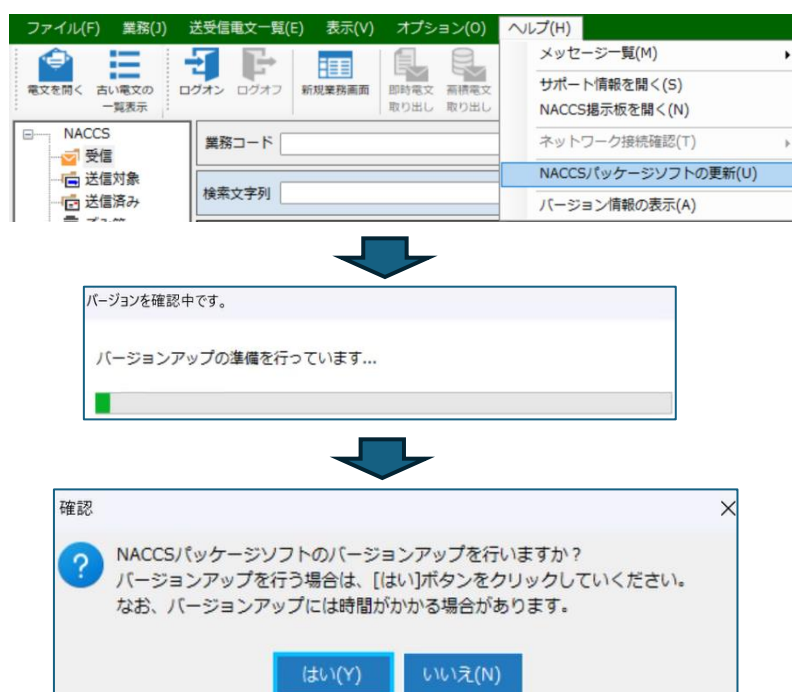


図 7-2 パッケージソフト手動バージョンアップ方法

なお、バージョンアップを行うと、総合運転試験期間中に送受信した電文(帳票)は全て削除がされます。必要な場合にはあらかじめ外部ファイルとして保存していただく必要がありますのでご注意ください。

また、総合運転試験に全く参加していない方(第7次 NACCS 用のパッケージソフトをインストールしていない場合)は、必ずフェーズ4 開始前までに、第7次 NACCS パッケージソフト(本番用)とデジタル証明書取得ツール(netNACCS をご利用の方)のインストールと第7次用デジタル証明書の取得を行ってください。その後、総合運転試験フェーズ4 において TCC 業務で導通確認を行ってください。

2 第6次 NACCS パッケージソフト・デジタル証明書のアンインストールについて

第7次 NACCS 更改後は第6次 NACCS で使用していた NACCS パッケージソフトおよびデジタル証明書インストールツールは利用できません。第7次 NACCS 更改後に電文等の移行が完了しましたら、お客様の任意のタイミングにて第6次 NACCS パッケージソフトおよびデジタル証明書インストールツール NET4.6 版をアンインストールしていただくようお願いいたします。

第7次 NACCS 更改後にアンインストール方法については NACCS 掲示板に掲載を行う予定です。
なお、アンインストールツールの提供はございません。

3 メール処理方式(GW 配下用パッケージソフト)について

第7次 NACCS では、自社システムのゲートウェイ配下のメール処理方式(GW配下用パッケージソフト)の提供を終了します。

第6次 NACCS 終了まで同パッケージソフトを利用して業務を行った場合、INQ 型電文の帳票は業務実施後すぐに第6次 NACCS で出力されます。EXZ 型電文の帳票は、後続業務が第7次 NACCS で実施された場合、第7次 NACCS のメール型宛先管理設定で設定された出力先に配信されます。必要に応じてメール型宛先管理設定にて宛先管理設定の追加の対応が必要です。

なお、NACCS センターで帳票の再配信等の対応はできませんので、更改日前にメール処理方式のパッケージソフトの使用を停止し、他の処理方式(例えば、netNACCS)の利用に切り替えて業務を実施してください。

4 パッケージソフトのオプション設定の移行方法について

第6次 NACCS パッケージソフトでオプション設定された項目については「オプション設定のインポート/エクスポート」の機能により第7次 NACCS パッケージソフトへ設定の移行が可能です。

(1)第6次 NACCS におけるオプション設定のエクスポート方法

パッケージソフトの「オプション」>「設定」を開き画面左下の「オプション設定のインポート/エクスポート」を押下し「オプション設定をエクスポートする」を選択します。オプション設定のタブごとにエクスポートしたい項目を選択できます。

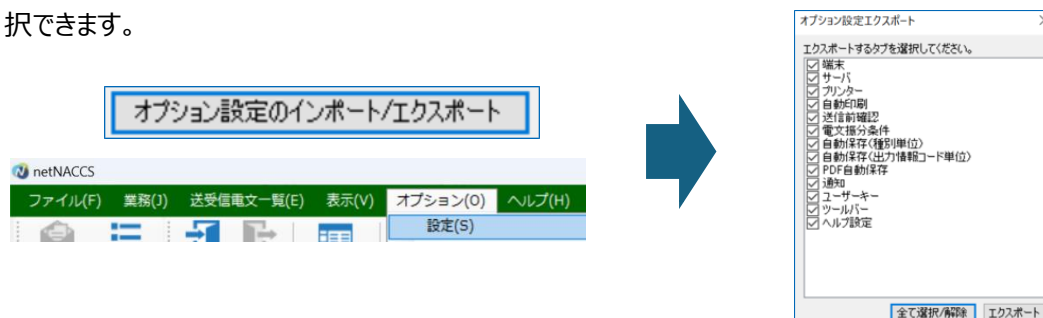


図 7-3 パッケージソフトのメイン画面とオプション設定エクスポート画面

(2)第7次 NACCS におけるオプション設定のインポート方法

上記同様「オプション設定のインポート/エクスポート」を押下し「オプション設定をインポートする」を選択します。(1)で出力された zip ファイルを選択しインポートを行います。

※全てのタブの設定をエクスポートしていた場合でも必要なタブごとにインポートすることができます。

その後、次スライドのようにパス変更の画面が表示されますので必要に応じて保存先のフォルダパスを変更してください。

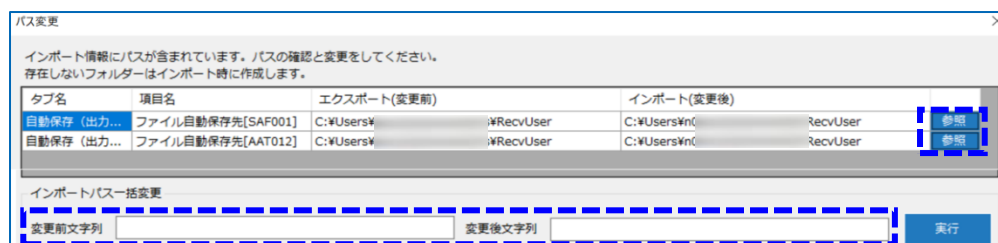


図 7-4 インポート時のフォルダパス変更画面

●留意点

・「オプション設定のインポート/エクスポート」はログオフの状態で行ってください。ログオン状態では使用できません。

・7 次から追加となる個人用入力チェック機能とオートコンプリート機能は 7 次側で直接設定してください。

・6 次と 7 次で電文を保存するフォルダを変更する場合はフォルダパスを設定しなおす必要があります。

・6 次と 7 次で電文を保存するフォルダを変更しない場合は 6 次用電文と 7 次用電文が混在します。

総合運転試験期間中は電文の混在にご注意ください。

※個別の変更は各項目右側の「参照」、一括変更は下部の欄に変更前フォルダパスと変更後フォルダパスを入力してください。(上図破線枠参照)

フォルダ名に「v6」の記載があっても「v7」に自動変換はされません。

5 メール処理方式から netNACCS、インタラクティブ処理方式へのオプション設定の引継ぎについて

メール処理方式のパッケージソフトから netNACCS へ変更される場合も一部設定を除き、基本的にオプション設定の引継が可能です。(6 次メール⇒6 次 net/インタ、6 次メール⇒7 次 net/インタの両方可能)

(1)メール処理方式のパッケージソフトにおけるオプション設定の移行方法

移行方法は 4 の場合と同様、「オプション設定のインポート/エクスポート」機能をご利用ください。

(2)netNACCS、インタラクティブ処理方式におけるオプション設定インポートの際の注意事項

オプション設定のサーバタブでメール処理方式のみに存在している、「ゲートウェイサーバ設定」、「自動送受信」、「一度に受信する電文の件数」の項目については netNACCS、インタラクティブ処理方式では設定できませんので移行できません。(図 7-5 破線枠参照)

通信に必要な情報を設定します。

接続先サーバ 本番環境

☒ ゲートウェイサーバを経由する ゲートウェイサーバの設定

トレース
☐ 通信トレースを出力する

自動送受信
☐ 自動送受信を有効にする

送受信間隔 3 分 動作 ☒ 送受信 ☐ 送信 ☐ 受信

一度に受信する電文の件数 9999 件

プロキシサーバ(管理資料情報取出サーバ接続用)

☒ インターネットオプションの設定を使用して接続する

☐ プロキシサーバを使用せず、直接接続する

☐ 指定したプロキシサーバを使用して接続する

プロキシサーバ名 ポート 8080

☐ プロキシサーバ認証を行う

ユーザー名 パスワード

図 7-5：メール処理方式のオプション設定「サーバ」タブ

6 パッケージソフトに保存されている電文の移行方法について

(1)総合運転試験で送受信した電文の第 7 次 NACCS での取り扱いについて

総合運転試験期間中に送受信した電文については、外部ファイル保存しておくことにより第 7 次 NACCS で利用が可能です。

一方、フェーズ 4 開始前のバージョンアップで本番用にアップデートが行われると、パッケージソフトに格納されている全ての電文が削除されますので、外部ファイル保存が必要な電文は本バージョンアップ前に保存をお願いします。

本番用にバージョンアップ後に外部ファイルを取り込む場合は次の(2)に記載の方法で実施してください。

(2)第 6 次 NACCS で保存した電文の第 7 次 NACCS での取り扱いについて

ア 送信電文について

第 7 次 NACCS で項目追加がある業務において第 6 次 NACCS の電文を第 7 次 NACCS で利用したい場合は、**2025 年 6 月 30 日以前**に第 6 次 NACCS で送信用外部ファイル保存したファイルは、パッケージソフトの自動変換処理機能により第 7 次 NACCS で利用する際に項目ずれすることなく展開が可能です。

※項目追加によって影響がある業務は表 7-1 を参照。

7 月 1 日以降に第 6 次 NACCS で保存した 6 次用の送信用外部ファイルは自動変換処理されず、第 7 次 NACCS の電文として扱われる為、第 7 次 NACCS で取り込んだ際に項目ずれが発生いたします。

また、7 月 1 日以降にファイルを上書き保存した場合も同様に項目ずれが発生いたします。

表 7-1：7 次 NACCS で項目追加によって影響がある業務一覧

業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名
ACL01	ACL情報登録(コンテナ船用)	IDI	輸入申告等一覧照会	MSF02	通関系関連省庁添付登録(動物検疫所、植物防疫所)
ACL02	ACL情報登録(在来船・自動車船用)	IES	輸出申告等一覧照会	MWA	石油製品等移出(総保出)輸入申告事項登録
AMA	修正申告事項登録	IIN	包括保険照会	MWA01	石油製品等移出(総保出)輸入申告変更事項登録
DCC	内国貨物運送申告	IUE	別送品輸出申告一覧照会	RSS01	輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)
DCE	内国貨物運送申告(承認)変更	IPA	輸入植物検査申請事項登録	SIR	S/I情報登録
EPA	輸出植物検査申請事項登録	JAJO1	外為法 申請者届出登録	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
EPD	輸出植物検査申請事項登録(再輸出)	KKA	関税等更正請求事項登録	TKA01	一括特例申告事項登録
HKA	包括保険確認登録	MIC	輸入マニフェスト通関申告	TKB01	一括特例申告事項呼出し
IDA	輸入申告事項登録	MIE	輸入マニフェスト通関申告変更	UOM	メール型宛先管理登録
IDA01	輸入申告変更事項登録	MSF01	通関系関連省庁添付登録(検疫所(食品))	VAA	バンニング情報追加

【第 6 次 NACCS パッケージソフトの操作】

送信電文を PC へ外部ファイル保存する方法

パッケージソフトの「送信済み」フォルダを開き、保存したい電文を選択し右クリックで「名前を付けて保存」を選択します。

ファイル名を任意に設定して保存できますが、複数の電文を選択の場合は保存した際にファイル名末尾に 1,2,3…と連番が付与されます。

※電文のエクスポート/インポート機能を利用した場合も電文の保存された日付によっては自動変換処理されず、項目ずれにより正しく展開できませんのでご注意ください。

【第 7 次 NACCS パッケージソフトの操作】

(ア) 外部ファイル保存した送信電文を第 7 次 NACCS で展開する方法

メインメニューの「ファイル」>「外部ファイルを開く」>対象のファイルを選択しますと送信電文の情報が反映された状態で該当業務の業務画面が開きますので 7 次用ファイルとして展開可能です。

(イ) 第 7 次 NACCS で展開した送信電文に項目追加分を追記して保存する方法

(ア)で展開したファイルをもとに 7 次で追加される項目を入力し、総合運転試験期間中に送信し、送信電文を 7 次用の外部ファイルとして保存します。総合運転試験期間中に 7 次用の外部ファイルとして保存しておくことで 10 月の 7 次更改後の業務をスムーズに行うことができます。

イ 受信電文(受信帳票電文・処理結果電文・画面電文)について

受信した帳票電文は第 6 次 NACCS のパッケージソフトで外部ファイル保存や電文のエクスポートをした場合、帳票電文生成時点の出力レイアウトのまま第 7 次 NACCS のパッケージソフトで表示が可能です。

【第 6 次 NACCS パッケージソフトの操作】

(ア) ファイル単位で受信電文を PC へ外部ファイル保存する方法

パッケージソフトの受信フォルダを開き、保存したい電文を選択し右クリックで「名前を付けて保存」を選択し、.txt ファイルとして保存します。

複数選択した場合は保存した際にファイル名末尾に 1,2,3…と連番が付与されます。

(前ページ ア と同様です)

(イ) 複数受信電文を 1 ファイルで PC へ外部ファイル保存する方法

複数電文をまとめて 1 ファイルとして保存したい場合は受信フォルダで複数電文を選択しパッケージソフトの「送受信電文一覧」>「データ管理」>「電文のエクスポート」を開き、.dat ファイルとして保存します。

※.dat ファイルと.idx ファイルの 2 種類のファイルが作成されますので、インポートする際は両方のファイルを同じフォルダに配置してください。なお、インポート選択時には.dat ファイルのみを選択します。

【第 7 次 NACCS パッケージソフトの操作】

外部ファイル保存した受信電文を第 7 次 NACCS で展開する方法

前ページ(1)の ア にて.txt ファイルとして外部ファイル保存する場合は「送受信電文一覧」>「データ管理」>「外部ファイルから受信電文を追加」を開き電文を選択します。

.dat ファイルとして保存する場合は下図のフローとなります。



図 7-6 複数受信電文を 7 次 NACCS に展開する場合のフロー

8 章 利用申込及びシステム設定申込について

1 利用申込及びシステム設定申込に関する手続きについて

NACCS の利用契約に係る各種申込み手続き等は、第 7 次用 NACCS サポートシステム(以下「NSS」)をご利用いただいておりますが、第 7 次 NACCS 更改にあわせ、現在ご利用中の第 6 次用 NSS をサービス終了し、2025 年 10 月 12 日(日)から第 7 次用 NSS のサービスを開始します。

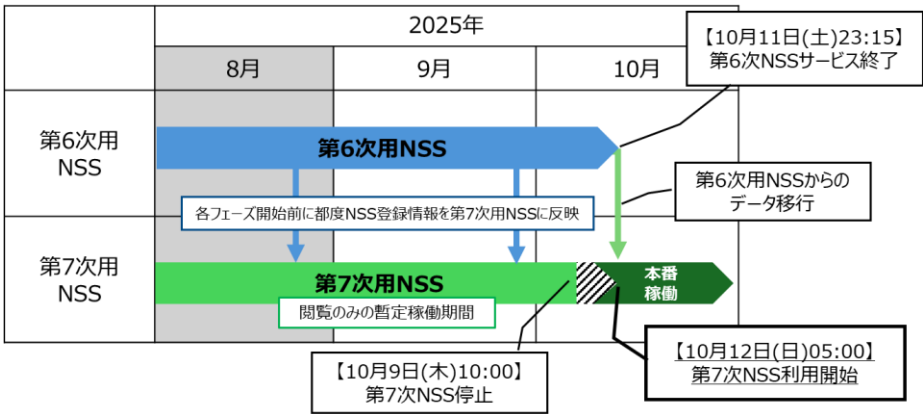


図 8-1 更改前後の NSS 稼働スケジュール

(1)第 6 次 NACCS に係る利用申込等について

第 6 次用 NSS による利用申込等については、10 月 7 日(火)利用開始分までの申込みを受付し、第 6 次 NACCS に登録(反映)します。また、10 月 8 日(水)以降に利用開始となる申込みについては、第 6 次用 NSS より申込みいただいたとしても、審査等の対応はいたしかねますので、改めて第 7 次 NACCS 更改後に第 7 次用 NSS より申込みください。

なお、第 6 次用 NSS は、10 月 11 日(土)23:15 にサービス終了いたします。

表 8-1 : 第 6 次用 NSS 申込スケジュール

【第 6 次用 NSS】最終利用開始日：10 月 7 日(火)

	利用開始日	申込締切日
・新規申込 ・保税※を含む変更申込 ・システム設定が必要な変更申込	10月7日(火)	9月26日(金)
上記以外 (netNACCS端末の追加等)		9月30日(火)
システム設定の申込のみ (通関士ID追加申込含む)		10月1日(水)

※保税とは、業種「保税」「CY」「航空会社」「機用品」を指します。

(2)第 7 次 NACCS に係る利用申込等について

本年 6 月より、第 7 次用 NSS は暫定稼働期間中のため、第 6 次用 NSS と区別するために画面背景色を黄色にしていたましたが、第 7 次 NACCS 更改以降の画面背景色は、第 6 次用 NSS と同様青色となります。

また、第 7 次用 NSS についても更改に向けた作業のため、10 月 9 日(木)10:00 より停止とさせていただきます。

第7次用NSS(暫定稼働時)：ログイン画面 ※現在の状態



更改後



第7次用NSS(サービス開始後)：ログイン画面



図 8-2 更改前後の NSS のログイン画面

・第 7 次 NACCS 更改後は、第 7 次用 NSS より申込みをお願いいたします。第 7 次 NACCS における、初回の利用開始日は 10 月 21 日(火)となります。

表 8-2：第 7 次用 NSS 申込スケジュール

【第 7 次用 NSS】利用申込開始日：10 月 21 日(火)

		利用開始日	申込締切日
①	システム設定の申込のみ (通関士ID追加申込含む)	10月21日(火)	10月15日(水)
②	③以外 (netNACCS端末の追加等)	10月21日(火)	10月14日(火)
③	・新規申込 ・保税を含む変更申込	10月21日(火)	

表 8-3 : NACCS のご利用に関するスケジュール表

申込日		・新規申込 ・保税を含む変更申込 ・システム設定が必要な変更申込	左記以外 (netNACCS端末の追加等)	システム設定の申込のみ (通関士ID追加申込含む)
		7営業日	5営業日	4営業日
9月16日 (火)		9月26日 (金)	9月24日 (水)	9月22日 (月)
9月17日 (水)		9月29日 (月)	9月25日 (木)	9月24日 (水)
9月18日 (木)		9月30日 (火)	9月26日 (金)	9月25日 (木)
9月19日 (金)		10月1日 (水)	9月29日 (月)	9月26日 (金)
9月20日 (土)		10月2日 (木)	9月30日 (火)	9月29日 (月)
9月21日 (日)		10月2日 (木)	9月30日 (火)	9月29日 (月)
9月22日 (月)		10月2日 (木)	9月30日 (火)	9月29日 (月)
9月23日 (火)		10月3日 (金)	10月1日 (水)	9月30日 (火)
9月24日 (水)		10月3日 (金)	10月1日 (水)	9月30日 (火)
9月25日 (木)		10月6日 (月)	10月2日 (木)	10月1日 (水)
9月26日 (金)		10月7日 (火)	10月3日 (金)	10月2日 (木)
9月27日 (土)			10月6日 (月)	10月3日 (金)
9月28日 (日)			10月6日 (月)	10月3日 (金)
9月29日 (月)			10月6日 (月)	10月3日 (金)
9月30日 (火)			10月7日 (火)	10月6日 (月)
10月1日 (水)				10月7日 (火)
10月8日(水)から10月20日(月)までは登録不可期間となります。				
10月12 (日)		10月21日 (火)	10月21日 (火)	10月21日 (火)
10月13 (月)		10月21日 (火)	10月21日 (火)	10月21日 (火)
10月14 (火)		10月21日 (火)	10月21日 (火)	10月21日 (火)
10月15 (水)		10月24日 (金)	10月22日 (水)	10月21日 (火)
10月16 (木)		10月27日 (月)	10月23日 (木)	10月22日 (水)
10月17 (金)		10月28日 (火)	10月24日 (金)	10月23日 (木)
10月18 (土)		10月29日 (水)	10月27日 (月)	10月24日 (金)
10月19 (日)		10月29日 (水)	10月27日 (月)	10月24日 (金)
10月20 (月)		10月29日 (水)	10月27日 (月)	10月24日 (金)
10月21 (火)		10月30日 (木)	10月28日 (火)	10月27日 (月)
10月22 (水)		10月31日 (金)	10月29日 (水)	10月28日 (火)
10月23 (木)		11月4日 (火)	10月30日 (木)	10月29日 (水)
10月24 (金)		11月5日 (水)	10月31日 (金)	10月30日 (木)
10月25 (土)		11月6日 (木)	11月4日 (火)	10月31日 (金)
10月26 (日)		11月6日 (木)	11月4日 (火)	10月31日 (金)
10月27 (月)		11月6日 (木)	11月4日 (火)	10月31日 (金)
10月28 (火)		11月7日 (金)	11月5日 (水)	11月4日 (火)
10月29 (水)		11月10日 (月)	11月6日 (木)	11月5日 (水)
10月30 (木)		11月11日 (火)	11月7日 (金)	11月6日 (木)
10月31 (金)		11月12日 (水)	11月10日 (月)	11月7日 (金)

2 利用者設定登録業務(U業務)の利用開始日及び実施可能時間帯について

第7次 NACCS における利用者設定業務(U業務)の利用開始日は10月12日(日)05:00です。
また、第7次 NACCS における利用者設定業務(U業務)の実施可能時間帯は、下表に記載の通りです。新規業務等の現行からの変更点は太文字で記載しております。また、第7次 NACCS では土日祝日の実施を可能といたします。(照会・呼出し業務は終日(土日祝含む)実施可能です。)

利用者設定業務(U業務)による設定変更は、業務実施後システムへ即時反映されます。

なお、新規業務含め、U業務の更改後の実施は必須ではございません。必要に応じて実施してください。

表 8-4 各 U 業務実施可能時間帯

業務コード	業務名	実施可能時間	備考
UAF	積荷目録情報登録省略機能不要設定登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:海上のみ
UBA	保税地域関連情報登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:航空のみ
UBC	保税蔵置場別クレジット扱業者登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:航空のみ
UCJ	機用品受託航空会社登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:航空のみ
UCT	輸入 CFS 引取予定情報受付時間登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:海上のみ
UFB	船会社別ブッキング情報先行登録用積出港登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:海上のみ
UHN	搬出入業務代行者登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:海上のみ
UIA	蔵置場所別在庫データ出力要否設定	00:00～19:00(土日祝含む)	システム区分:航空のみ
UIK	一括納付書等(包括延長)集約先登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UKS	管理資料情報配信要否登録	00:00～19:00(土日祝含む)	
UKT	許可後訂正可能者登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UKT12	許可後訂正可能者登録(強制入力)	00:00～23:00(土日祝含む)	
UKY	申告可能者登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UKY12	申告可能者登録(強制入力)	00:00～23:00(土日祝含む)	
UMF	港別船会社登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:海上のみ
UOC	E X C 型宛先管理登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UOD	同報電文出力先登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UOK	会話型宛先管理登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UOM	メール型宛先管理登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
URK	リアルタイム口座帳票要否登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
URY	利用者情報登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
USS	照会資格者登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
USS12	照会資格者登録(強制入力)	00:00～23:00(土日祝含む)	
UTB	通関士証票番号登録	00:00～23:00(土日祝含む)	

UTK	一括納付書等(特例即納)配信 日登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UZR	蔵置場別料金登録	00:00～23:00(土日祝含む)	システム区分:航空のみ
USA	利用者システム設定	00:00～19:00(土日祝含む)	
UMC	管理資料情報出力一元化登録	00:00～19:00(土日祝含む)	
UON(※)	輸出入許可通知情報等二重出 力用宛先管理登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UNF	納付書等出力先登録	00:00～23:00(土日祝含む)	
UKZ	口座複数利用可能者登録	00:00～19:00(土日祝含む)	

※UON 業務は、自社システム(SMTP 双方向または SMTP/POP3)を利用されている通関業のお客様のみ実施いただけます。

3 更改に伴う各種廃止手続きについて(自社システムをご利用の場合)

自社システムをご利用の場合で以下の内容に該当するお客様におかれましては、ご契約情報の廃止手続きが必要になります。

(1)第 7 次 NACCS で自社システムの処理方式を変更している

ア ebMS 処理方式からの処理方式の変更

イ インタラクティブ処理方式(SMTP 双方向)からの処理方式の変更

第 7 次 NACCS 更改後 NACCS センターより個別にご案内を差し上げます。また、6 章 3 滞留電文にて記載のとおり、処理方式を変更される場合は、必ず第 6 次 NACCS 稼働中に電文を取得していただくようお願いいたします。

(2)インタラクティブ処理方式(SMTP 双方向)をご利用の場合で、第 7 次 NACCS 用に論理端末・メールアドレスを払い出している

ア A プラン(基本料金 + 従量料金)をご利用の場合

基本料金として SMTP 双方向のメールアドレス数に応じた月額料金が発生しますので、11 月以降に第 6 次用、第 7 次用のメールアドレスの二重課金とならないよう、更改直後の 2025 年 10 月中に第 6 次用メールアドレスの廃止について、NSS にて手続きを行う必要がございます。

※廃止手続きを行った場合でも 10 月分は現行の SMTP 双方向メールアドレスの基本料金は発生いたしますのでご了承ください。

イ B プラン(従量料金のみ)をご利用の場合

アのようにメールアドレス数に応じた月額料金は発生いたしませんので、更改以降メールアドレスの廃止について、NSS にて手続きを行う必要がございます。

なお、この際第 7 次用に新規回線敷設されている場合は、第 6 次 NACCS の回線廃止手続きについて併せて実施していただく必要がございます。

対象のお客様には NACCS センターより個別にご案内を差し上げます。

4 デジタル証明書の発行について

(1)第 7 次用デジタル証明書の取得期間について

10 月 11 日(土)までに取得がされなかった第 7 次用デジタル証明書は、10 月 21 日(火)以降に一斉失効します。失効により取得エラーとなった場合は、第 7 次用 NSS より再発行申込を行ってください。

なお、10 月 12 日(日)以降に発行（再発行含む）された第 7 次用デジタル証明書は、通常どおり発行日より 90 日間は取得が可能です。

(2)第 7 次用デジタル証明書の再発行について

第 7 次用デジタル証明書は第 7 次用 NSS が更改日までは暫定稼働を行っている都合上、現行 NSS のように翌営業日の再発行処理を行うことができません。総合運転試験のため第 7 次用デジタル証明書を取得後、端末の入れ替えのために再発行が必要となる場合、第 7 次 NACCS 更改前の最終のデジタル証明書再発行の申込日は以下のとおりです。

再発行申込日	再発行処理日	総合運転試験	フェーズ4の日程
8月23日(土)~9月30日(火)	10月2日(木)	フェーズ 4	10月6日(月)~10月8日(水)

・**10 月 1 日から 10 月 11 日は第 7 次用デジタル証明書の再発行申込はできません。**

10 月 12 日(日)更改後は第 7 次 NSS から即時再発行が可能ですので、更改後に再発行をお申込みください。

・第 7 次用デジタル証明書を取得後に端末の入れ替えを行う場合を除き、基本的に再発行の申し込みは必要ございません。

・第 7 次用デジタル証明書取得時「E208」エラー「証明書の取得が許可されていません。再発行申請を行ってください。」が出力された場合は、ご入力いただいた認証コードで取得可能な第 7 次用デジタル証明書が既に取得されている可能性があります。証明書が取得できている場合、再発行申請は不要です。

詳細は第 7 次 NACCS 掲示板 よくある問合せより「デジタル証明書取得時にエラー「E208」が表示される」をご参照ください。

(3)第 6 次用デジタル証明書の再発行について

10 月 9 日(木)申込分(再発行希望日 10 月 10 日(金))までを受付いたします。

再発行希望日が 10 月 11 日(土)以降となる申込については、対応いたしかねますのでご注意ください。

9 章 その他

1 NACCS 掲示板について

(1)NACCS 掲示板の URL について

第 7 次用 NACCS 掲示板(暫定版)URL は、更改日までは暫定的な URL を使用し、更改後は下表の URL となりますので、ご注意ください(ブラウザのお気に入り登録等は更改後に実施頂くようお願いいたします)。

表 9-1 : 更改前後の NACCS 掲示板 URL

区分	第 7 次 NACCS 更改後 正式 URL	参考: 第 7 次用 NACCS 掲示板 (暫定版)URL
一般用 (インターネット経由)	https://bbs.naccscenter.com/ ※	https://bbs7.naccscenter.com
NACCS 利用者用 ・netNACCS ・WebNACCS		
NACCS 利用者用 (NACCS 専用回線経由)	http://bbs.prod.naccs/ (暫定版)からの変更無し	http://bbs.prod.naccs

※インターネットからのサイトは 1 つの URL に統一されます。

URL 途中の『/naccs/dfw/web』は 7 次掲示板では付与されません。

(2)NACCS 掲示板ショートカットのリンクについて

第 7 次 NACCS 更改までは暫定的に第 6 次掲示板へアクセスするような挙動となりますが、更改後は第 7 次掲示板 URL にリンクいたします。



図 9-1 : NACCS 掲示板ショートカットアイコン

2 接続試験環境の提供について

NACCS をご利用お客様のうち、新規に自社システムを NACCS に接続する場合、自社システムのソフトウェアを実装する場合等は、事前に NACCS と接続試験を実施いただいております。第 7 次 NACCS 更改に

際し、第 6 次 NACCS、第 7 次 NACCS 各環境での接続試験のご利用受付は以下のとおりとさせていただきます。

(1)第 6 次 NACCS 接続試験環境について

第 6 次 NACCS との接続試験の新規申込受付は本年 3 月 21 日の申し込みをもって受付終了としております。

(2)第 7 次 NACCS 接続試験環境について

第 7 次 NACCS で新たに接続試験を希望される場合、受付開始日時および接続試験の開始日時は以下のとおりです。

- ・接続試験受付開始:2025 年 10 月 14 日(火)から
- ・接続試験開始時期:2025 年 12 月 1 日(月)から

※更改後の状況によっては変更する可能性があります。

※2025 年 12 月 1 日(月)試験実施開始をご希望の場合は、接続試験開始日の 1 か月前までに申込が必要となります。2025 年 10 月 31 日(金)までに申込みをお願いいたします。

お知らせ 海上小口貨物に係る簡易通関について

1 制度概要

海上小口貨物に係る簡易通関は、海上貨物を取り扱う事業者が、以下のすべての条件を満たす海上貨物について、輸入(納税)申告項目の一部(税番など)を省略した輸入(納税)申告が可能となる輸入通関手続です。

【制度の対象となる貨物の条件】

- (1) 海上貨物のうち通販貨物(※1)に該当するもの
- (2) 少額貨物(課税価格 1 万円以下)に係る免税制度の対象貨物
- (3) 消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- (4) 他法令の証明・確認を要しない貨物
- (5) 原産地虚偽表示等がない貨物
- (6) 輸入申告・予備申告までに事前情報の提供(※2)がされる貨物で、NACCS により申告されるもの

※1 通販貨物：インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内の個人もしくは法人に宛てて発送された貨物をいいます。

※2 事前情報の提供：輸入申告の前に、販売者、荷受人、貨物等に関する事項を税関に提供することが求められます。

2 事前の申出

税関からは、海上小口貨物に係る簡易通関の本格的な利用開始を予定している時期の少なくとも3か月前までに、輸入申告予定の税関官署に対し、利用を希望する旨の申出を行うことが求められています。税関と利用者(通関業者)の間で調整の上、利用者(通関業者)のシステム登録、事前情報の項目設定、トライアル利用等が実施されます。(申し出は、2025 年 10 月 12 日(日)以降とされています。)

第7次 NACCS 更改後に海上小口貨物に係る簡易通関の関連業務を利用するためには、上記のとおり、申出後に当該業務の利用者としてシステムに登録されている場合に限りしますので、ご注意ください。

制度の詳細は税関 HP をご確認ください。

税関 HP カスタムアンサー 1007 海上小口貨物に係る簡易通関について

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1007_jr.htm

本資料に関する問合せ先

NACCS センターヘルプデスク

0120-794-550

※掛け間違いが多発しております。

ヘルプデスクへのお問合せの際には、番号をご確認の上、お掛け間違いのないようにご注意ください。

第7次 NACCS に関するお問合せフォーム



URL :

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/inquiry/v7toiawase/v7toiawase/>

NACCSセンターからのお知らせ

第7次NACCSの利用料金について

- ・ 現行NACCSの既存業務の利用料金については、近時の利用状況等を勘案し、一部の業務を引き下げます。引下げ対象業務については以下を参照してください。なお、記載にない既存業務は、現在提供中の単価のまま変更はございません。
- ・ 第7次NACCSからの新規業務のうち、貨物状況通知サービスの利用料金は以下を参照してください。
- ・ その他の新規業務を含む利用料金の詳細につきましては、NACCS掲示板に掲載しているシステム利用規程によりご確認ください。

[現行NACCSの既存業務のうち利用料金の引き下げを行う業務]

(航空)

業 務 名	業務コード	変更前		変更後	
		Aプラン	Bプラン	Aプラン	Bプラン
輸入申告事項登録	IDA	12円	14円	10円	12円
輸入申告変更事項登録	IDA01	12円	14円	10円	12円
混載貨物確認情報登録	HPK	12円	14円	10円	12円
搬出確認登録	OUT	12円	14円	10円	12円

[第7次NACCSにおける貨物状況通知サービスの利用料金]

(海上)

業 務 名	業務コード	単価
貨物状況通知予約登録	CSN	8円
貨物状況通知	CSN01	15円
貨物状況通知予約呼出し	CSN11	8円

(航空)

業 務 名	業務コード	単価
貨物状況通知予約登録	CSN	4円
貨物状況通知	CSN01	7円
貨物状況通知予約呼出し	CSN11	4円

- ・ NACCS法第9条第2項の規定に基づく目的達成業務として、2025年3月27日に財務大臣認可を取得しました。
- ・ 料金プランに関わらず、同じ単価となります。



国際貿易等関連情報提供業務 NACCS情報プラザ®

サービスイメージ

NACCS情報プラザ®とは、国際物流・貿易業界の皆さまにとって有益な情報をNACCS掲示板に掲載し、皆さまにお役立ていただくサービスです。

国際物流・貿易に関する
◆研修・セミナーの開催案内
◆資格・免許・検定の案内
◆書籍の紹介
◆業界誌の紹介
◆システムの紹介
◆商品・サービスの紹介
NACCS掲示板 (NACCS情報プラザ®)

企業様等が掲載
した情報を閲覧



複数のウェブサイト等を検索することなく、
NACCS掲示板を見ることで、**効率よく簡単に情報収集**できます！

是非ご覧ください！！

掲載場所

NACCS掲示板TOPページ中央にある「NACCS情報プラザ®」バナーをクリック！

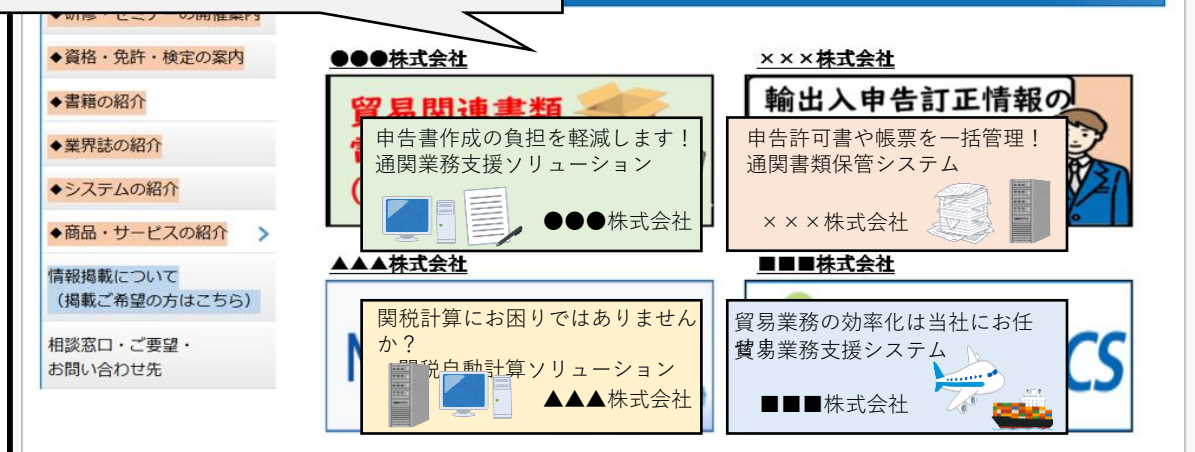
Web検索でもアクセスできます！

NACCS情報プラザ

検索

掲載情報イメージ

掲載されている情報が
一覧で確認できます！



掲載情報も募集中

NACCS情報プラザ®では、国際物流・貿易業界の発展に寄与する以下の情報を掲載いただける企業様・団体様等を募集しております。

- ◆研修・セミナーの開催案内
- ◆資格・免許・検定の案内
- ◆書籍の紹介
- ◆業界誌の紹介
- ◆システムの紹介
- ◆商品・サービスの紹介

1か月を単位とし、複数月にわたる掲載が可能です。

掲載期間	情報掲載料(税別)
1か月	30,000円
3か月以上	情報掲載料 (30,000円×月数) から5%割引
6か月以上	情報掲載料 (30,000円×月数) から10%割引
9か月以上	情報掲載料 (30,000円×月数) から15%割引
12か月以上	情報掲載料 (30,000円×月数) から20%割引

NACCS掲示板は1週間あたりのアクセス数が

TOPページ約1万8000件・全体約11万9000件！！

国際物流・貿易業界の関係者に効率よく周知できます！

お問い合わせ先



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部 営業推進課
E-mail : solution-pro@naccs.jp

Xでも情報発信
しています！





保稅管理資料保存サービス

◆保稅台帳への利活用

令和7年3月31日の関税法基本通達改正により、保稅台帳をクラウドサービス等に保存することが可能となりました。これにより「保稅管理資料保存サービス」は保稅台帳として活用可能となりました。

保稅管理資料保存サービスを利用することで、

- ・ 管理資料（保稅台帳）をNACCSの中に保存可能
- ・ 保存期間は5年間（自動保存）
- ・ 保存されている管理資料は、いつでも取得可能
- ・ 毎月 + 1,000円で利用可能（利用者コード単位）

保稅台帳とは

関税法第34条の2他において、保稅地域の貨物を管理する者が設け、必要事項を記載することを義務付けられている帳簿です。

一部例外を除き、当該帳簿は記載すべき事項が生じた日から記載して2年を経過する日まで、保存する必要があります。

※注意点①

- ・ 本サービスの仕様に変更はありません。

※注意点②

- ・ マニュアル処理された場合、従来どおり別途記帳する必要があります。
- ・ 電磁的記録により保稅台帳を保存する場合の具体的な取扱いは、管轄税関の保稅部門にご確認ください。

◆ 対象管理資料

	管理資料名	出力情報コード	周期	備考
1	航空輸入貨物搬出入データ(航空)	ABS6900	日報	
2	航空輸入貨物取扱等一覧データ(航空)	ABS7000	日報	
3	航空輸出貨物取扱等一覧データ(航空)	ABT6300	日報	
4	航空輸出貨物搬出入データ(航空)	ABT6400	日報	
5	輸入貨物搬出入データ(海上)	SBS1400	週報	月曜日配信
6	貨物取扱等一覧データ(海上)	SBS1700	週報	火曜日配信
7	輸入貨物コンテナ関連データ(海上)	SBS1800	週報	月曜日配信
8	輸出貨物搬出入データ(海上)	SBT0200	週報	火曜日配信
9	輸出貨物コンテナ関連データ(海上)	SBT0500	週報	火曜日配信

利用可能業種

保税蔵置場、CY、航空会社、機用品業

◆ サービスメリット

壊れた

故障

BCP対策
バックアップ対策

消えた

リスク回避

・運用コスト
・開発コスト
・更新作業
etc...

自社システム

コスト削減

**外部媒体（CD-ROMやUSBメモリ等）
読み込み不可や、紛失の恐れもなくなります。**

◆ お問い合わせ先

通関業者
限定

業務状況等分析業務

輸出入申告訂正情報の分析サービス

通関業者の皆さまが輸出入申告訂正業務等の内容を客観的に把握できるサービスです。「誰が」「どの輸出入申告等の」「どの項目を」「どのように訂正したか」

第7次NACCS更改により、更に使い易くなります！

- 新規業務「**海上簡易輸入申告**」も対象
- 追加項目「**運送場所・通販貨物識別**」にも対応
- 仕様変更「**特例申告期限内訂正**」にも対応

サービスの特徴



NACCSだからできる信頼あるデータの提供！

- ・ NACCSで処理された**すべての輸出入申告等の訂正業務の内容を把握**
- ・ 裁量による訂正内容の**社内報告漏れの防止**



管理部門による訂正履歴の把握・分析などの作業負担が軽減！

- ・ 提供形式がCSV形式のため、データ加工により**訂正の原因分析が可能**
- ・ 訂正の原因分析を行うことで、事業所、通関士毎の**訂正傾向を把握**



通関業務の品質の維持・向上や、社内教育へのサポート！

- ・ 再発防止策や業務手順、人員配置を含む**社内体制の見直しの検討材料**
- ・ 自己改善の取り組みとして「**生きた教材**」を利用した社内教育への活用

お問い合わせ先



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課
メール solution-pro@naccs.jp

詳しくは NACCS 掲示板 をご覧ください！👉



通関業者
限定貿易関連書類電子保管業務
NACCS-DMS®

NACCSで 書類の電子保管 始めませんか？

第7次NACCS更改により、更に使い易くなります！

- 添付ファイルの容量 20MB → **40MBに！**
- 添付ファイル数 10ファイル → **20ファイルに！**

サービスイメージ

強固なセキュリティ



※修正申告や更正請求、リアルタイム口座振替完了通知も自動保管の対象帳票です。

お問い合わせ先



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課
メール solution-pro@naccs.jp

詳しくは NACCS 掲示板 をご覧ください！👉





NACCS
Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System